

ピアホームだより

2021. 2.10

障害者グループホーム従事者基礎研修から

コロナ下で、研修もリモートになり、お陰で皆さんでZOOMで学習することが出来ました。

今回は、その中から権利擁護の研修について載せたいと思います。

講師は、株式会社ニイラ 取締役代表 和賀さんです。

20数年、精神保健福祉士として医療機関で様々なお仕事を働き、実際にグループホームでの経験もされています。現在の会社を立ち上げられていて、医療だけでなく福祉、保育などをビジネスと結びつけていく挑戦をしているようです。

実に実践性に富み示唆の多い内容を含んでいましたので、一部、ご紹介します。

障がい者の権利とは

全ての人には「自分らしく生きる」権利がある。障害のある人が「自分らしく生きる」ために大事

なことは、

①環境調整—社会全体でサポート
制度、理解、配慮、共生という事柄

②本人の生きる力を高めるサポート

利用者一人一人に合わせた支援体制、自分で出来ることは自分で行い、足りないところを支援する。成功・失敗体験を保障する。

障害者虐待防止法について

目的: I. 利用者支援の向上

2. 障害者の基本的人権擁護

虐待の判断は？

a.虐待しているという「自覚」は問わない

b.障害者本人の「自覚」は問わない

c.親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

d.虐待の判断はチームで行う

不適切な支援とは

虐待の芽—虐待が起こる土壌(事業所の環境・風土・組織)があり、

根っこ(要因・原因)を背景に、不適切な支援(虐待の芽)が生まれる。

虐待の芽は誰の心に中にもある。

虐待と支援のグレーゾーンがあり、

虐待者が意図的か非意図的かは問わない。

被虐待者に自覚があるか、自覚がないかを問わない。

虐待の芽—小さな出来事

*お金を渡すと好きなものばかり買うのであまり渡さない。

*利用者の嗜好は身体にわるそうだからやめてもらった。

*利用者の要望について、希望するやり方より良い方法を知っているのでそちらで進めた。

*利用者がずっと話しかけるので、返事をしなかった。

事例で考える—約束したのに

Aさんは金銭管理が苦手、だから、大きい出費の時は、世話人と一緒に計画しましょう！

①支援者—また、黙って〇〇を買って生活費が足りなくなった。

②本人—相談したらダメと言われる。

③本人の希望の実現の方法を考える。失敗も経験して、自分で乗り越える経験を保障する。

④お金があると使うという現実もあり、本人と考えた上、欲望のコントロールを練習しながら、世話人だけが番号を把握し金庫で管理を導入。

2月の予定

2月:コロナ下自粛中